Deloitte.
デロイト トーマツ

発行日：2016年2月17日

デロイトトーマツサイバーセキュリティ先端研究所
ニュースレター Vol.5

# 約10年ぶりの改正：
# 新しい個人情報保護法とその影響 後編

# 新しい個人情報保護法とその影響

個人情報保護法が、2015年9月、約10年ぶりに改正され、今後2年以内の施行が見込まれています。後編では、前回からの続きとして「トレーサビリティの確保と個人情報データベース等提供罪の新設」及び「国境を越えた適用、越境データに関する規制」に関し企業にかかわる部分を中心にポイントを概説します。

## トレーサビリティの確保と個人情報データベース等提供罪の新設

2014年、いわゆる名簿屋を介して、不正に持ち出された個人データ※1が大量に流通していることが大きな問題となりました。改正前の現行法では、個人データを提供する者がそれをどこから取得したのか明らかにすることや、受け取った者が適正な取得であったのを確認することが義務付けられておらず、個人データの不正な流通を予防したり、その状況を把握したりすることが困難な状況でした。このため、そのような不正な流通の予防や状況の把握のため、改正後の個人情報保護法では次の事項が新設されました。

| | |
|---|---|
| 個人データの第三者提供時の記録等 | 個人データを第三者に提供する場合には、提供した年月日及び提供先の名称等に関する記録を作成、保存する。 |
| | 個人データを受け取る者からそのデータの取得の経緯について確認を求められたときはその事項を偽ってはならない。 |
| 個人データの受領時の記録等 | 個人データを受け取る者は、提供先の名称、住所及び代表者に関する記録を作成、保存する。 |
| | 提供元による取得の経緯を確認し、その記録を作成、保存する。 |

図表1　トレーサビリティの確保のための主な義務

図表2　第三者提供における記録
（パーソナルデータに関する検討会第13回資料1「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の骨子（案）」をもとに作成）

記録事項や記録の方法、保存期間等の詳細は、個人情報保護委員会が定める規則等により明らかにされる見込みです。なお、第三者への提供が委託や共同利用にあたる場合には、記録の作成や保存の義務はないとされています。

また、個人データの意図しない流通を予防するための対応として、「個人情報データベース提供罪」が新設されました。個人情報データベース等を取り扱う者※2が、個人データベース等を持ち出し、不正な利益を得る目的で提供又は盗用した場合、改正後の個人情報保護法では直接罰の対象になり、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられるとされています。

第三者提供にかかわる企業においては、どのような提供・受領が行なわれるかを踏まえ、適切なルール作りとその確実な運用が求められます。また、個人情報データベース提供罪が適用されるような漏えい・不正利用を起こさないよう、要員のアクセス権限の管理やプライバシー保護に関する教育等について一層留意することが求められます。

※1　個人情報データベース等を構成する個人情報
※2　法人の場合には、役員、代表者、管理人、従業者又はそれらであった者

## 国境を越えた適用、越境データに関する規制

インターネットに代表されるITの発展や企業活動のグローバル化などにより、国境を越えた個人情報の取扱いが活発に行なわれるようになりました。例えば、ネットショッピングのサービスにおいて日本国内の居住者の個人情報を外国の事業者が取得したり、国内の居住者の個人情報に関する情報処理を外国にある委託先に国内の事業者が委託したりすることなどが挙げられます。

また、欧州では、かねてよりEUデータ保護指令において、第三国に個人データを移転する際、移転先の国が十分な保護水準であることを求める規定があり、EU側がその水準に達しているか認定することになっています。本稿の執筆時点では、日本はまだそのような十分な保護水準を有していると認められていません。

このような状況を踏まえ、改正後の個人情報保護法では、外国にある第三者への個人データ提供制限、国境を越えた法の適用（域外適用）、外国執行当局への情報提供を定めています。ここでは、日本企業に特に関係すると考えられる、外国にある第三者への個人データ提供制限について紹介します。

そもそも改正後の個人情報保護法における「外国」については、「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは除く」とされています。また、「外国にある第三者」については、「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」を含まないとされています。これらを踏まえ、外国にある第三者への個人データの提供には、次の3つのケースがあると考えられます。

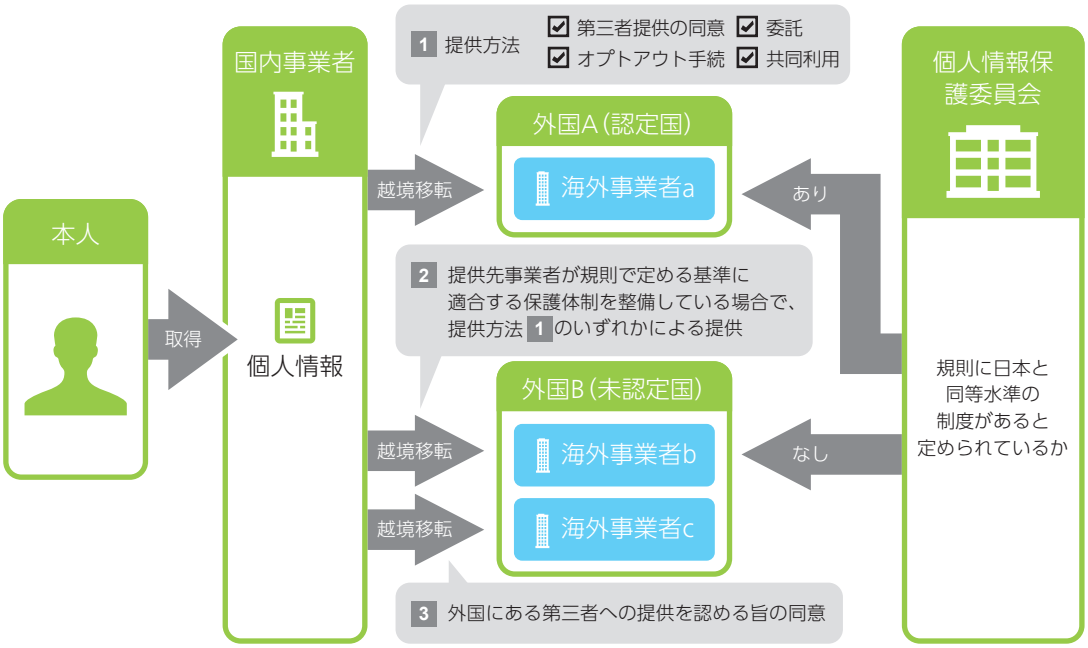


図表3　個人情報の越境移転
（パーソナルデータに関する検討会第13回資料1「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の骨子（案）」をもとに作成）

1 委員会規則により、移転先の国が日本と同等の水準の制度があると定められている場合
2 委員会規則により、移転先の国が日本と同等の水準の制度があるとされていないものの、提供先の事業者が同規則で定める基準に適合する保護体制を整備しているとされる場合
3 上記1 2のいずれでもない場合

移転のための具体的な方法については、上記1 2の場合、国内と同様の提供方法（第三者提供の同意、オプトアウト手続、委託、共同利用や合併等）により提供できるとされています。一方で、上記3の場合には、外国の第三者への提供を認める旨の本人による同意を得なければならないとされています。

### おわりに

今回の改正では、本ニュースレターで紹介したもの以外に、個人情報保護委員会の新設や、本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト手続）の届出及び公表、利用目的の変更を可能とする規定の整備、取り扱う個人情報が5,000件以下の小規模事業者への対応などに関する規定も含まれています。改正後の個人情報保護法は、近年におけるITの発展やグローバル化など個人情報保護を取り巻く新しい環境に対応するため、現行法にさまざまな変更が加えられた内容になっています。企業においては、新しい規定が自社の事業にどのような影響があるかを踏まえ、適切なルール作りやルールにもとづいた運用を確実にすることが重要と考えられます。

## 執筆者のプロフィール

デロイト トーマツ サイバーセキュリティ先端研究所

**主任研究員　大場 敏行**


国内大手製造業等に対して、欧米のデータ保護法制の動向や個人データの地域移転に関するコンサルティング業務に従事。マイナバー法導入にあたり、地方自治体向けに特定個人情報保護評価支援を提供。

公認情報システム監査人(CISA)、情報セキュリティスペシャリスト

## 国内ネットワーク


**有限責任監査法人トーマツ**

東　京　〒100-0005　東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル　Tel:03-6213-1112

大　阪　〒541-0042　大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング　Tel:06-4560-6021

名古屋　〒450-8530　愛知県名古屋市中村区名駅3-13-5 名古屋ダイヤビルディング3号館　Tel:052-565-5517

福　岡　〒810-0001　福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ　Tel:092-751-1517

**デロイト トーマツ リスクサービス株式会社**

本　社　〒100-0005　東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル　Tel:03-6213-1300



デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、"making an impact that matters"を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



2016.02



Member of
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**